参考様式第5－1号

神　経　西　第　493　号
令　和　8　年　11　月　13　日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

神戸市長　久元　喜造

市町村名 （市町村コード）	神戸市 （28100）
地域名 （地域内農業集落名）	玉津地区 （今津東・西集落）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年11月13日 （第5回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

・現在、今津東・西地区では、主食用水稲のほか、野菜栽培などの近郊農業が行われている。後継者が不在である農地もあり、新たな農地の受け手を確保する必要がある。
・機械や資材の高騰をはじめ、労働時間や労働環境から考えて、子供が今後農業の担い手となる可能性は低く、今後の農地の管理に不安がある。
・農家の高齢化と人口減少を起因として、法面や畔の草刈り等の作業および水入れのための人員確保が難しくなっている。
・ほ場整備をしていないため、農地の形がいびつでかつ面積も小さく、またパイプラインの整備ができておらず、作業効率が非常に悪い。
・農業の収入では新しい農業機械を購入することも既存の機械の修理もできない。そのため、機械が壊れると農業をやめざるを得ない農業者もいる。また、燃料や肥料などの資材費が近年特に高騰しており、農業を継続することが困難になってきている。
・アライグマやキツネが作物を荒らす被害が多くなってきている。
・近隣住宅地の方から野焼きに対してのクレームがあり、作業に支障がでてきている。

（2）　地域における農業の将来の在り方

・水稲を主要作物としつつ、軟弱野菜や家庭用作物の生産を行いながら、新規就農者および企業を募っていく。
・ドローン等による農業機械のIT化を取り入れ、スマート農業を段階的に開始する。
・貸し農園や体験農園により、収穫時の作業軽減や管理の負担を減らすことを検討する。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積	13.0　ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	13.0　ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

原則、市街化調整区域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、山際等の小規模で生産性が低い農地や既に非農地化している農地等においてはその限りではない。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
・農業の効率化を考え、農地の集約・集積および大区画化を図る。
（2）農地中間管理機構の活用方針
・農地バンクに貸し付けを行いながら、営農を継続するエリアと今後の営農継続が難しいエリアの棲み分けを行い、段階的に集約化をすすめる。
（3）基盤整備事業への取組方針
・農地の集約・大区画化およびパイプラインの設置を目指し、基盤整備の検討をはじめる。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
・近隣住民に農業への理解を深めてもらうことや担い手の確保、作業の軽減を目的とした観光農園や貸し農園といった事業の展開を図る。 ・農業を営む企業を誘致し、その企業で働くことで農地の管理をしていく。 ・機械などの共同購入や作業の受託などを促進しながら、担い手の事業の持続拡大を支援する。 ・ドッグランの整備を検討し、近隣住民との交流を図っていく。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・地域で作業受託ができる仕組みを整備していく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

□	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④畑地化・輸出等	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	☑	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携等	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・多面的活動を通じて、水路、ため池の保全や遊休農地の有効活用を地域で一体的に取り組む。